

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 26（情）第 1 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書について不開示とした決定を取り消し、別表 2 に掲げる部分を除き開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成25年 6 月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成23年〇月〇日及び〇日並びに同年〇月〇日、〇日、〇日、〇日及び〇日の海田警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所、時間、主な出来事、警らに使用した車両及び台数などが分かるもの）、警らに使用した車両及び班が複数ある場合は、それぞれの警ら状況が分かるものについて、開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、開示請求書に記載された日の海田警察署の勤務日誌を特定し、平成25年 7 月 1 日付けで、保存年限満了により廃棄したため不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件変更前処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

これに対して、審査請求人は、平成25年 8 月30日付けで本件変更前処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第 5 条の規定により広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求（以下「本件変更前審査請求」という。）を行った。

本件変更前審査請求があった後、実施機関において本件請求の対象となる勤務日誌を再検索したところ、海田警察署の警ら用無線自動車用勤務日誌（以下「警ら用日誌」という。）及び矢野交番以外の「交番、警察署所在地、駐在所用」勤務日誌（以下「交番用日誌」といい、警ら用日誌及び交番用日誌を「本件対象文書」と総称する。）について存在することが判明したため、平成25年12月27日付けで本件変更前処分を取り消すとともに、本件対象文書について条例第10条の不開示情報に該当するとして不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年 2 月 5 日、本件処分を不服として、法第 5 条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) ○○は、平成23年○月○日午後7時頃から同月○日午前6時30分頃までの間及び同年○月○日午後2時頃から同月○日午前8時30分頃までの間を犯行日時とするいずれも○○で発生した窃盗事件（以下「特定2事件」という。）の犯人として逮捕、起訴された者である。

(2) 特定2事件は、事件発生時、犯人逮捕時などに各メディア等で報道されており、公にされている情報である。

(3) 特定2事件の裁判は公開されており、被害者の氏名、住所、犯行方法、現場から採取された証拠資料やその採取方法等も公開されている。

また、特定2事件の被害者は、公開の法廷において、氏名、住所等も明らかにした上で証言しており、自らの氏名、住所、証言内容を公開することに同意している。

なお、特定2事件は一審及び二審の判決が出ており、判決文中で、被害者の氏名、住所、証言内容、証拠資料の内容等について詳細に記載されている。

また、判決文は、何人も閲覧可能で、法令の規定により、公にされる情報であり、裁判確定後は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の規定により、公開が予定されている。

(4) 開示しない理由についての意見

ア 個人情報について

(ア) 警ら用日誌中の勤務員の「氏名」及び「印」については、条例第10条第2号ただし書ハに該当するものも含まれており、法令の規定により公にされることとなっている者以外の者であれば不開示と認められるが、それ以外は開示すべきである。

また、「取扱事項」及び「記事」の関係者の人定事項については、特定2事件の被害者、事件の関係者、○○及び真犯人に係る情報について、部分開示すべきである。

(イ) 交番用日誌中の勤務員の「氏名」及び「印」、「活動補足」、「特記事項」の「取扱者」並びに「内容」及び「記事」の関係者の人定事項については、前記（ア）のとおりである。

イ 犯罪の予防・捜査等情報について

(ア) 警ら用日誌中の「勤務指定」については、諮問実施機関が説明するとおり、勤務体制が明らかになるのであれば、それに該当する部分のみ不開示とすることは認められるが、それ以外は開示すべきである。

また、「走行距離」については、活動実態が明らかになると諮問実施機

関が主張するが、走行距離だけでは、いつ、どこを走行したか等までは明らかにならず、勤務計画及び勤務状況が明らかになることはないから開示すべきである。「検挙・活動実績・現場活動」、「現着」及び「活動区分」については、特定2事件以外のものであれば、不開示とするのが相当と思われるが、特定2事件のもの及び関連すると考えられる事件のものであれば、開示すべきである。

そして、「活動補足」、「取扱事項」及び「記事」についても、特定2事件に関するものは、公にされているもの、あるいは、公にされることが予定されているものであり、被害者については、個人情報公にされることに同意があるものであるから部分開示すべきである。

(イ) 交番用日誌中の「勤務指定」については、前記(ア)と同様の考えである。

「検挙・活動実績・現場活動・その他」、「特記事項」の「事案」、「内容」及び「処理結果」並びに「記事」については、特定2事件に関するものは、公にされているものであるから開示すべきである。

そして、「活動区分」については、諮問実施機関の説明どおりであれば不開示が相当と考えられるが、それ以外は開示すべきである。

(ウ) 本件対象文書中の「活動重点」、「指示事項等」及び「自主重点」欄について、諮問実施機関は条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張するが、本件請求は、約2年前の過去の時点のものを行っており、諮問実施機関が主張している「現在、重点として取り組んでいる施策や取締り月間などの記載」がある訳はなく、そもそも過去のものが明らかになったところで、悪用のおそれは全く考えられない。

また、諮問実施機関は、「活動重点」欄には、現在、重点として取り組んでいる施策や取締り強化月間などを記載しているため、不開示となると主張しているが、施策や取締り強化月間などについては、そもそも犯罪の予防等の公共の安全のため、各種メディアを通じて広く一般に周知される性質のものである。逆に犯罪の予防等のためには、開示すべき性質のものである。

ウ 行政執行情報について

(ア) 警ら用日誌中の「取扱事項」及び「記事」については、特定2事件に関する事案名、発生場所、発生状況及び処理結果等について、既に公開されているので、部分開示すべきである。

(イ) 交番用日誌中の「取扱事項」の「事案」、「内容」及び「処理結果」並びに「記事」についても、前記(ア)と同じく、部分開示が相当である。

エ 条例第10条第2号ただし書口の該当性について

〇〇は冤罪で逮捕・起訴され、その事件の真相は解明されていない。冤罪で人を罰することは、その生命、身体、健康、生活又は財産を侵害することになるから、これらの保護のため本件対象文書を公開する必要がある。

また、真犯人を逃がすことは、国民の生命、身体、健康、生活又は財産に対して危険を生じさせる結果となることから、これらの保護のため本件対象文書を公開する必要がある。

オ 条例第12条の該当性について

本件対象文書には、冤罪事件の真相解明のために必要な情報も多数含まれていると考えられ、公益上特に必要があると認められる。

カ 部分開示について

前記のとおり、本件対象文書については、一部不開示情報があるにしても、大半は開示すべき情報であり、開示請求の趣旨を損なわない程度の部分開示はできる。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 勤務日誌について

勤務日誌は、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年本部訓令第13号。以下「運営訓令」という。）に基づき、地域警察官が毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものである。

2 開示しない理由

(1) 本件対象文書は、次の理由で不開示とした。

ア 個人情報について

(ア) 警ら用日誌中の勤務員の「氏名」及び「印」並びに「取扱事項」及び「記事」の関係者の人定事項等については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため不開示とした。

(イ) 交番用日誌中の勤務員の「氏名」及び「印」、「活動補足」、「特記事項」の「取扱者」並びに「内容」及び「記事」の関係者の人定事項等については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため不開示とした。

イ 犯罪の予防・捜査等情報について

(ア) 警ら用日誌中の「勤務指定」は海田警察署地域課機動警ら係の勤務体制が、「走行距離」は警ら用無線自動車の活動実態が、「検挙・活動実績・現場活動」は海田警察署地域課機動警ら係の検挙力、事案対応能力及び情報収集能力が、「現着」はリスボンタイムが、「活動区分」は機動警ら係の勤務計画及び勤務状況がそれぞれ明らかになり、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署管内の警察力を把握することにより警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれが認められる。

また、「活動補足」、「取扱事項」及び「記事」における事案名、発生場所、発生状況及び関係者の人定事項等については、警察が認知、判断等した具体的な捜査情報である。

以上のことから、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると認め、条例第10条第4号の不開示情報に該当するため不開示とした。

- (イ) 交番用日誌中の「勤務指定」は海田警察署各交番の勤務体制が、「検挙・活動実績・現場活動・その他」は海田警察署各交番の検挙力、事案対応能力及び情報収集能力が、「活動区分」は各交番勤務員の勤務計画及び勤務状況がそれぞれ明らかになり、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署各交番管内の警察力を把握することにより警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれが認められる。

また、「特記事項」の「事案」、「内容」及び「処理結果」並びに「記事」における事案名、発生場所、発生状況、処理結果及び関係者の人定事項等については、警察が認知、判断等した具体的な捜査情報である。

以上のことから、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると認め、条例第10条第4号の不開示情報に該当するため不開示とした。

- (ウ) 本件対象文書中の「活動重点」は、海田警察署で重点として取り組んでいる施策や取締り強化月間などを記載しており、これらを明らかにすることにより、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署の施策等を把握することで警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれが認められる。

以上のことから、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると認め、条例第10条第4号の不開示情報に該当するため不開示とした。

- (エ) 本件対象文書中の「指示事項等」は、海田警察署の署長、次長及び地域課長が重点として取り組んでいる施策や取締り強化期間などを具体的に記載しており、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署の施策等を把握することで警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれが認められる。

以上のことから、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると認め、条例第10条第4号の不開示情報に該当するため不開示とした。

- (オ) 本件対象文書中の「自主重点」は、前記(ウ)の「活動重点」、前記(エ)の「指示事項等」及び受持ち管内の実態に基づいて、各勤務員が各当番日における自己の活動重点を具体的に記載するものである。

具体的な目標数字については、個々の勤務員の勤続年数及び得手不得手な分野等、実務能力に応じて設定するものであり、これを明らかにするこ

とにより、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署の各勤務箇所における検挙目標や警察官個々の実務能力、ひいては海田警察署の地域警察力を把握することで、今後の取締り等を免れるために悪用するおそれが認められる。

以上のことから、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあると認め、条例第10条第4号の不開示情報に該当するため不開示とした。

ウ 行政執行情報について

(ア) 警ら用日誌中、「取扱事項」及び「記事」については、警察行政活動における事案名、発生場所、発生状況及び処理結果等について明らかになると、今後の警察行政活動に対する協力、情報提供等が得られなくなるおそれが認められる。

以上のことから、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認め、条例第10条第6号の不開示情報に該当するため不開示とした。

(イ) 交番用日誌中、「特記事項」の「事案」、「内容」及び「処理結果」並びに「記事」については、警察行政活動における事案名、発生場所、発生状況及び処理結果等について明らかになると、今後の警察行政活動に対する協力、情報提供等が得られなくなるおそれが認められる。

以上のことから、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認め、条例第10条第6号の不開示情報に該当するため不開示とした。

(2) 条例第11条には「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。」として「部分開示」について規定されている。

しかしながら、本件対象文書は、大部分が個人情報、犯罪の予防・捜査等情報及び行政執行情報に該当し不開示となるため、不開示部分を除いて開示した場合、審査請求人の「海田警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所、時間、主な出来事、警らに使用した車両及び台数などがわかるもの）」という開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができない。

したがって、実施機関が本件請求に対して、本件対象文書の全部を不開示としたことは、妥当な判断である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、運営訓令第48条に基づき、地域警察官が勤務箇所に応じて、所定の様式に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものであり、様式は、運営訓令とともに実施機関のホームページに掲載されている。

したがって、本件対象文書の様式は、実施機関が自ら公にしているものであるから、不開示とする理由はない。

- (2) 警ら用日誌の記載項目は別表1の1の項の左欄のとおりであり、諮問実施機関は、各項目の記載内容について、同表の右欄のとおり条例第10条各号の不開示情報に該当すると主張する。

また、交番用日誌の記載項目は別表1の2の項の左欄のとおりであり、諮問実施機関は、同表の右欄のとおり条例第10条各号の不開示情報に該当すると主張する。

- (3) 諮問実施機関は別表1の1の項及び2の項の右欄に掲げる理由以外に条例第10条各号に規定する不開示情報の該当性について主張していないが、不開示情報に該当すると自ら主張する記載内容を除いて開示した場合、審査請求人の「海田警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所、時間、主な出来事、警らに使用した車両及び台数などがわかるもの）」という開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができないと判断し、本件対象文書全体を不開示とした。

- (4) 以下、本件対象文書において諮問実施機関が条例第10条各号の不開示情報に該当すると主張している部分（別表1の1の項及び2の項の右欄）等の開示可否について検討し、その上で、本件対象文書全体を不開示としたことの妥当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 警ら用日誌について

ア 「活動重点」、「指示事項等」及び「自主重点」について

「活動重点」には警察署で重点的に取り組んでいる施策等が記載され、「指示事項等」には当該警察署の署長、次長及び地域課長がそれぞれ重点として取り組んでいる施策等が記載されている。また、「自主重点」には、「活動重点」、「指示事項等」に基づいて、各勤務員の当番日における自己の活動重点が記載されている。

諮問実施機関は、これらの欄に含まれる、具体的な重点対策犯罪、捜査方針及び目標数字を記載している部分を公にすると、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署管内の警察力を把握することにより、警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は本件請求の約2年前の過去の時点のものであり、それが明らかになっても悪用のおそれはなく、また、施策や強化月間などについては、そもそも犯罪の予防等の公共の安全のため各種メディアを通じて広く一般に周知される性質のものであり、開示すべきであると主張する。

条例第10条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、

公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」について不開示としている。

確かに，審査請求人が主張するように，本件対象文書に記載された情報は過去の時点のものであるから，公にしても，現在の重点取締施策等が直接明らかになるわけではない。

しかしながら，本件対象文書を収集し，これらの欄に記載された具体的な重点対策犯罪や捜査方針を分析することにより，警察の取締りの傾向，警ら用無線自動車ごとの役割分担の方法等が明らかになるおそれがある。また，具体的な目標数字を分析することによって，勤務員の目標設定方法や実務能力が明らかになるおそれがある。こうした情報は，反社会勢力にとって，犯罪の実行を容易にする有益な情報となりかねない。

そうすると，これらの欄に記載された，具体的な重点対策犯罪，捜査方針及び勤務員の目標数字については，公にすると，反社会勢力が警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあることは否定できず，犯罪の予防，鎮圧等，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると考えられるため，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

もっとも，審査請求人が主張するように，警察がマスメディアやホームページ等を通じて積極的にアピールしている取締情報等であれば，不開示とする理由はなく，開示すべきである。

また，単に「犯罪の検挙，抑止」，「規律の保持」など，一般的・包括的な記載内容にとどまっていれば，公にしても前記支障が生じるとは考え難く，開示すべきである。

イ 「勤務指定」について

本欄には，警察官ごとの勤務シフトが記載されており，諮問実施機関は，本欄を公にすると，海田警察署地域課機動警ら係の勤務体制が明らかになり，犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署管内の警察力を把握することにより，警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあるとして，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

本件対象文書に記載された勤務指定の情報は，本件請求日から2年以上前の時点のものであるため，本欄を公にしても直接，警察署の現行の勤務体制が明らかになるとは言い難いが，反社会勢力が本件対象文書の情報を収集することにより，警察官の勤務体制，ひいては警ら用無線自動車の動向や警戒態勢の強弱の傾向が推測され，警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用されるおそれがあることは否定できない。

そうすると，本欄の記載内容については，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧等，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

ウ (勤務員の)「氏名・印」について

本欄には、勤務員である警察官の氏名及び印影が表示されており、諮問実施機関は、これらの情報は特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書各号に該当しないため、同号により不開示としたと主張する。

条例第10条第2号本文は、「個人に関する情報(略)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが、同号ただし書で例外的に公にするものとして、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げている。

警察官の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

次に、条例第10条第2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に当たるかどうかの問題となるが、実施機関では慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしており、本件対象文書を見分したところ、本欄に記載された警察官は全て警部補以下の階級にある者であるから、同号ただし書イには該当しない。

また、審査請求人は、〇〇は冤罪で逮捕、起訴されており、冤罪で人を罰することは人の生命、身体、健康、生活又は財産を侵害することから、条例第10条第2号ただし書ロに該当すると主張するが、警察官の氏名及び印影を開示したとしても、人の生命、身体等を保護することにつながるとは考え難い。

さらに、審査請求人は、警察官の氏名等について、条例第10条第2号ただし書ハに該当するものも含まれていると主張するが、同号ただし書ハでは、職務の遂行に係る情報のうち「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示しているのであって、本欄に表示されている警察官の氏名及び印影はこれに当たらないものである。

以上から、本欄の氏名及び印影は条例第10条第2号本文の不開示情報に該当すると認められる。

エ 「走行距離」について

本欄には、使用した警ら用無線自動車の走行距離数及び走行前後のメー

ターの距離数が記載されており、諮問実施機関は、本欄を公にすると、警ら用無線自動車の活動実態が明らかになり、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署管内の警察力を把握することにより、警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

これに対し、審査請求人は、走行距離だけでは、いつ、どこを走行したか等までは明らかにならず、勤務計画及び勤務状況が明らかになることはないため、開示すべきであると主張する。

確かに、走行距離数を公にしても、走行場所が明らかになるわけではないが、走行距離数により警ら用無線自動車の活動範囲の広狭が推察され、本件対象文書の情報を収集することにより、警察の警ら活動の特性を明らかにすることが可能になると考えられる。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすると、反社会勢力が捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

オ 「検挙・活動実績・現場活動」について

本欄には、様式の項目（刑法犯、道交法違反等の「検挙」、各種照会等の「活動実績」、110番等の「現場活動」）ごとに取扱件数が記載されており、諮問実施機関は、本欄を公にすると、海田警察署地域課機動警ら係の検挙力、事案対応能力及び情報収集能力が明らかになり、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署管内の警察力を把握することにより、警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

本欄の記載内容自体は取り扱った件数にすぎないものであるが、細かい事項ごとに記入されていることから、当該警ら用無線自動車を用いて何を重点として活動しているかが明らかになり、また、本件対象文書の多数の情報を集約することにより、警ら用無線自動車ごとの役割分担や日ごとの警ら計画についても推察することが可能になると考えられる。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすると、反社会勢力が捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

カ 「活動補足」、「取扱事項」及び「記事」について

これらの欄には、事案名、発生場所、発生状況、関係者の人定事項等が

自由記載されており，諮問実施機関は，これらの欄を公にすると，警察が認知，判断等した具体的な捜査情報が明らかになり，犯罪の予防，捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

確かに，これらの欄の記載内容を公にすると，警察が特定の事案に関して保有している情報が判明することとなり，警察がどのような情報であれば情報収集活動の対象とするのか，あるいは，どのような事柄に関心を持って捜査を行っているのかなど，警察の情報収集活動の実態が明らかとなる。

そうすると，これらの欄の記載内容については，公にすると，反社会勢力が捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあることは否定できず，犯罪の予防，鎮圧等，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって，これらの欄の記載内容は，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

ところで，審査請求人は，〇〇が関わっている特定2事件については，事件発生時などに報道されていること，裁判が公開されていること，訴訟記録は何人も閲覧可能であること等により公表されており，開示すべきであると主張する。

しかし，審査請求人の指定する特定2事件に限らず，ある事件について過去に報道され，また，公開の法廷で裁判が行われたからといって，その全てが現在何人も知り得る状態にあるとは言えず，特定2事件については，時の経過とともに，現在は公にされている情報とは認められない。また，訴訟記録については，刑訴法第53条において何人も閲覧することができる旨が規定されているが，同条ただし書において，裁判所等の「事務に支障のあるときは，この限りでない。」とされており，実際には受訴裁判所等の具体的判断の下に実施されるものであることから，訴訟記録に記載された情報が情報公開手続によって直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

したがって，審査請求人の前記主張には理由がなく，このことは他の不開示項目についても当てはまるものである。

なお，諮問実施機関は，「取扱事項」及び「記事」の関係者の人定事項等は，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であることから，条例第10条第2号の不開示情報に該当すると主張し，また，これらの欄について警察行政活動における事案名，発生場所，発生状況及び処理結果等について明らかになると，今後の警察行政活動に対する協力，情報提供等が得られなくなるおそれがあるため，同条第6号の不開示情報にも該当すると主張するが，前記のとおり，同条第4号の不開示情報に該当すると認めら

れるので、同条第2号及び第6号の不開示情報該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 「現着」について

本欄には、受信から現着までの警察官の対応時間（以下「レスポンスタイム」という。）が記載されており、諮問実施機関は、本欄を公にすると、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署管内の警察力を把握することにより、警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

確かに、本欄の情報を公にすれば、レスポンスタイムが明らかになることから、犯罪を行おうとする者がその時間を計算に入れて実行行為を行うことが可能になると考えられる。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすると、反社会勢力が捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

ク 「活動区分」について

本欄には、活動区分ごとに、機動警ら係の勤務計画及び勤務状況が記載されており、諮問実施機関は、本欄を公にすると、犯罪を企図する反社会勢力が海田警察署管内の警察力を把握することにより、警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

確かに、警ら用日誌を見分すると、どのような活動を何時から何時まで行ったかが表形式で記載されているため、休憩等で活動が手薄となる時間帯が一目瞭然であり、こうした情報は、犯罪を行おうとする者にとって有益な情報となり得る。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすると、反社会勢力が捜査及び取締り等を免れるために悪用するおそれがあることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

ケ 小括

以上により、警ら用日誌については、別表2の1の項に掲げる情報が不開示情報に該当すると認められる。

(2) 交番用日誌について

ア 「活動重点」、「指示事項等」及び「自主重点」について

これらの欄には、警ら用日誌と同様の内容が記載されており、前記(1)

アと同様に、具体的な重点対策犯罪，捜査方針及び勤務員の目標数字については、犯罪の予防，鎮圧等，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると考えられるため，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められるが，警察がマスメディアやホームページ等を通じて積極的にアピールしている取締情報等や一般的・包括的な記載内容にとどまる情報については開示すべきである。

イ 「勤務指定」について

本欄には，警察官ごとの勤務シフトが記載されており，前記（1）イと同様に，本欄の記載内容については，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧等，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると考えられるため，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

ウ （勤務員の）「氏名・印」及び「取扱者」について

これらの欄には，勤務した警察官の氏名や印影が表示されており，前記（1）ウと同様に，条例第10条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

エ 「検挙・活動実績・現場活動・その他」について

本欄には，様式の項目（刑法犯，道交法違反等の「検挙」，各種照会等の「活動実績」，110番等の「現場活動」，相談受理，遺失等の「その他」）ごとに取扱件数が記載されており，前記（1）オと同様に，本欄の記載内容については，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧等，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると考えられるため，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

オ 「活動補足」について

本欄には，勤務員の活動情報が記載されているが，このうち，個人の氏名など特定の個人が識別される情報については，条例第10条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

カ 「事案」，「内容」及び「処理結果」並びに「記事」について

これらの欄には，事案名，発生場所，発生状況，関係者の人定事項等が自由記載されており，前記（1）カと同様に，これらの欄の記載内容については，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧等，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると考えられるため，条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

キ 「活動区分」について

本欄には，活動区分ごとに，各交番勤務員の勤務計画及び勤務状況が記載されており，前記（1）クと同様に，本欄の記載内容については，公に

することにより、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると考えられるため、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

ク その他

「巡視」欄には、巡視した警察官の印影又はこれに代わる署名（以下「印影等」という。）が表示されている。

警察官の印影等は、条例第10条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものに該当することは明らかである。

したがって、前記（1）ウと同様に、警部補以下の階級にある警察官の印影等については、条例第10条第2号本文に該当する情報として不開示とし、警部以上の階級にある警察官の印影等については、同号ただし書イに該当する情報として開示すべきである。

ケ 小括

以上により、交番用日誌については、別表2の2の項に掲げる情報が不開示情報に該当すると認められる。

3 公益上の理由による裁量的開示の必要性について

条例第12条において、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定されており、審査請求人は、本件対象文書には、冤罪事件の真相解明のために必要な情報も多数含まれていると考えられ、公益上特に必要があると認められるため、本条に該当すると主張する。

条例第12条の規定は、開示することの利益が不開示とすることによる利益に優越すると認められるほどの公益性があるときは、実施機関の判断により開示することができることを定めたものである。

前記のとおり、別表2に掲げる情報を公にすることによる公共の安全と秩序の維持への支障や個人の権利利益の侵害の程度は大きいと認められる一方で、審査請求人の主張する公益性は抽象的であり、本件対象文書を公にすることと当該公益性との因果関係も不明確である。

したがって、別表2に掲げる情報を公にすることによる公益性が不利益を上回っているとは認められないため、条例第12条の規定により、裁量的開示を行う必要はない。

4 部分開示の必要性について

条例第11条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができる

ときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。」と規定されており、審査請求人は、一部不開示情報があるとしても、大半は開示すべき情報であり、「開示請求の趣旨を損なわない程度」の部分開示は可能であると主張する。

本件対象文書のうち条例第10条各号の不開示情報に該当するのは、別表2の1の項及び2の項に掲げる情報であり、その余の部分については、不開示とすべき理由はないが、諮問実施機関は、不開示部分を除いて開示した場合、審査請求人の「海田警察署の管内の警ら状況がわかる資料（警らした場所、時間、主な出来事、警らに使用した車両及び台数などがわかるもの）」という本件請求の趣旨の全部又は一部を充足することができないとして、本件対象文書全体を不開示とした。

しかしながら、別表2の1の項及び2の項に掲げる情報を不開示としても、警ら用無線自動車ごとの受信（認知）時刻や交番が事案に対応した時間などは明らかにされることから、警ら状況の一端をうかがい知ることができる。

そうすると、あながち本件請求の趣旨を充足できないとは言えないことから、別表2に掲げる情報を除き、開示すべきである。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

1 警ら用日誌

記 載 欄	不開示とした理由（条例第10条の該当性）
表題	
決裁	
日付，天候	
活動重点	具体的な重点対策犯罪，捜査方針及び目標数字を記載している部分は，第4号に該当
指示事項等	
自主重点	
勤務指定	第4号に該当
（勤務者の）階級	
（勤務者の）氏名・印	第2号に該当
走行距離	第4号に該当
検挙・活動実績・現場活動	第4号に該当
活動補足	第4号に該当
受信（認知）	
現着	第4号に該当
任解	
指令番号	
取扱事項	第2号，第4号及び第6号に該当
活動区分	第4号に該当
備考	
記事	第2号，第4号及び第6号に該当

2 交番用日誌

記 載 欄	不開示とした理由（条例第10条の該当性）
表題	
決裁	
交番等名	
日付，天候	
活動重点	具体的な重点対策犯罪，捜査方針及び目標数字を記載している部分は，第4号に該当
指示事項等	
勤務指定	第4号に該当
（勤務者の）階級	
（勤務者の）氏名・印	第2号に該当
巡視	

検挙・活動実績・現場 活動・その他	第 4 号に該当
活動補足	第 2 号に該当
時間	
事案	第 4 号及び第 6 号に該当
内容	第 2 号, 第 4 号及び第 6 号に該当
処理結果	第 4 号及び第 6 号に該当
取扱者	第 2 号に該当
活動区分	第 4 号に該当
日付・天候	
氏名	第 2 号に該当
自主重点	具体的な重点対策犯罪, 捜査方針及び目標数字を記載している部分は, 第 4 号に該当
記事	第 2 号, 第 4 号及び第 6 号に該当

別表 2

1 警ら用日誌

記 載 欄	不開示とすべき部分
活動重点	具体的な重点対策犯罪，捜査方針及び目標数字の記載部分
指示事項等	
自主重点	
勤務指定	記載内容（様式を除く。）
（勤務員の）氏名・印	記載内容（様式を除く。）
走行距離	記載内容（様式を除く。）
検挙・活動実績・現場活動	記載内容（様式を除く。）
活動補足	記載内容（様式を除く。）
現着	記載内容（様式を除く。）
取扱事項	記載内容（様式を除く。）
活動区分	記載内容（様式を除く。）
記事	記載内容（様式を除く。）

2 交番用日誌

記 載 欄	不開示とすべき部分
活動重点	具体的な重点対策犯罪，捜査方針及び目標数字の記載部分
指示事項等	
勤務指定	
（勤務員の）氏名・印	記載内容（様式を除く。）
巡視	警部補以下の階級にある警察官の印影等（様式を除く。）
検挙・活動実績・現場活動・その他	記載内容（様式を除く。）
活動補足	個人の氏名などの記載部分
事案	記載内容（様式を除く。）
内容	記載内容（様式を除く。）
処理結果	記載内容（様式を除く。）
取扱者	記載内容（様式を除く。）
活動区分	記載内容（様式を除く。）
氏名	記載内容（様式を除く。）
自主重点	具体的な重点対策犯罪，捜査方針及び目標数字の記載部分
記事	記載内容（様式を除く。）

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 6. 19	・ 諮問を受けた。
26. 6. 20	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 7. 24	・ 諮問実施機関から理由説明書を收受した。
26. 7. 28	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 8. 21	・ 審査請求人から意見書を收受した。
26. 8. 25	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 9. 18 (平成26年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 11. 19 (平成26年度第 7 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 12. 15	・ 諮問実施機関に理由説明書（追加分）の提出を要求した。
26. 12. 17 (平成26年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 1. 29	・ 諮問実施機関から理由説明書（追加分）を收受した。
27. 2. 2	・ 審査請求人に理由説明書（追加分）の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書（追加分）の提出を要求した。
27. 2. 16	・ 審査請求人から意見書（追加分）を收受した。
27. 2. 19	・ 諮問実施機関に意見書（追加分）の写しを送付した。
27. 2. 13 (平成26年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 4. 23 (平成27年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 5. 28 (平成27年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 9. 30 (平成27年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 (部 会 長)	広島大学大学院教授
長 井 紳 一 郎	弁護士